

射水市総合計画審議会 第2回安心部会

会 議 録

平成25年10月31日(木)

射水市総合計画審議会 第2回安心部会

日 時：平成25年10月31日（木）午後1時30分～

会 場：射水市中央図書館2階会議室

【議事日程】

- 1 開 会
- 2 部会長あいさつ
- 3 射水市総合計画審議会第1回安心部会会議録の確認について
- 4 射水市総合計画基本計画素案について
- 5 その他
 - ・次回部会の日程について
- 6 閉 会

〔敬称略、順序不同〕

【出席者】

< 委 員 >

部会長 盛 光 文 雄（射水市社会福祉協議副会長）
大 角 誠 治（射水市医師会会長）
岡 田 敏 美（富山県立大学地域連携センター所長）
小 杉 雅 美（公募委員）
渋 谷 英 昭（公募委員）
新 中 孝 子（射水市地球温暖化対策推進市民会議）
中 川 由紀子（新湊地区地域審議会）
中 島 稔（射水警察署長）
野 村 良 範（射水市消防団長）
山 崎 京 子（射水市母親クラブ連絡協議会長）

< 行政部局 >

寺 岡 伸 清（市民環境部長）	渋 谷 俊 樹（福祉保健部長）
麻野井 英 次（市民病院長）	安 田 秀 樹（市民病院事務局長）
島 孝 之（市民環境部次長）	坂 木 猛（福祉保健部次長）
笹 本 清（市民病院事務局次長）	竹 谷 進（消防本部次長）
島 木 康 太（総務課長）	松 本 正 志（市民・保険課長）
栗 林 正 之（生活安全課長）	島 崎 靖 夫（環境課長）
谷 口 正 浩（社会福祉課長）	泉 良 政（長寿介護課長）
川 室 克 司（子育て支援課長）	板 山 浩 一（健康推進課長）
島 崎 真 治（都市計画課長）	津 田 泰 宏（道路・河川管理課長）
前 川 信 彦（下水道工務課長）	中 波 博 英（上水道工務課長）
北 密 昇（市民病院事務局経営管理課長）	尾 山 伸 二（学校教育課長）
野 谷 正 実（消防本部総務課長）	富 田 光 男（消防本部防災課長）
荒 谷 祥 樹（建築住宅課市街地整備班長）	吉 野 清 範（生涯学習・スポーツ課主幹）

事務局

明 神 栄（市長政策室次長）	一 松 教 進（政策推進課長）
中 川 一 志（政策推進課長補佐）	助 田 綾 乃（政策推進課主任）

笹川 栄 司（政策推進課主任）

笠間 正 和（政策推進課主任）

竹口 亜 希（政策推進課主事）

1 開 会

【事務局】

皆様おそろいですので、ただいまから射水市総合計画審議会第2回安心部会を開催いたします。

本日の会議の出席者につきましては、お手元の席次表のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速会議に入ります。部会長様、よろしく願いいたします。

2 部会長あいさつ

【部会長】

皆さん、ご苦労さまでございます。先だって、第1回目は8月1日だったと思いますが、それに引き続いて今日は第2回目ということで、皆さん、お忙しいところお集まりいただきました。本当にありがとうございました。

第1回目では、基本計画の「現況と課題」について皆さんの貴重なご意見をいただきました。それをもとにしながら、事務局で、皆さんに既に配ってあると思いますが、総合計画基本計画素案が提示されております。今日はこのことについて、前回の「現況と課題」はもちろんのことではありますが、その他に「将来の姿」や「目指す方向」、「施策の内容」等も含めて提案がなされておりますので、そこを中心にして今日は協議をしていただきたいと思っております。

私たちの安心部会は多岐にわたって問題がありますが、皆さんのご意見をいただきながら、向こう10年間を見通した計画になればいいなと思っておりますので、協力をよろしく願いいたします。

3 射水市総合計画審議会第1回安心部会会議録の確認について

【部会長】

最初に、皆さんのお手元に第1回の会議録が来ていると思います。そのことについてまず皆さんから了承をいただきたいと思いますが、何かご意見はありますか。

【事務局】

事務局のほうから少しご説明をさせていただきます。お手元に資料1といたしまして、第1回の各部会の会議録が提出されているかと思えます。安心部会につきましては、この会議録の真ん中のほうにあるかと思えます。第1回の安心部会につきましては、今ほど部長がおっしゃいましたように、8月1日に小杉庁舎で、部長他9名の委員の皆様の出席で開催したところでございます。そこで、4ページから42ページまでの間に会議録の内容を記載しているところでございます。委員の皆様には事前に一読されていることと存じますが、何か修正等ございましたらここでご発言をいただきたいと思えます。なお、この場だけでなく、帰られてから、ちょっとこの部分はという部分がございましたら、来週の7日木曜日までに事務局までご連絡いただければ大変ありがたいと思えます。また、会議録の公表に当たりましては、審議会の運営要領に基づきまして、氏名を記載せずに公表するというようにしておりますので、これもあわせてご確認をよろしくお願ひしたいと思えます。

【部長】

皆さん一読なさって、会議録のことで何かご質問、ご意見はありましようか。

(質疑なし)

【部長】

特にならうであれば、会議録は了承されたらうことでいいでしようか。

(異議なし)

【部長】

どうもありがとうございました。

4 射水市総合計画基本計画素案について

【部長】

それでは、今日を中心であります総合計画基本計画素案についてこれから話を進めたいと思えます。前と同じように、最初に事務局から説明していただいた後、皆さんからご意見をいただくという形で進めたいと思えますが、大変たくさんありますので、幾つかの節ごとにまとめて、大体章単位で提案をいただいて皆さんからご意見をいただくという形で進めたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。それでは、事務局、よろ

しく願います。

【事務局】

それでは、資料2の総合計画素案について、中身を説明させていただきます。この素案については、今ほど部会長からもありましたとおり、時代の潮流、社会情勢の変化、それから前回協議いただきました「現況と課題」等を踏まえまして、事務局で案として作成したものであります。それとあわせまして、参考資料2というものが配付されていると思います。これにつきましては、前回の部会において委員から出た主な発言、ご意見等について、この計画の素案の中にどのようにして盛り込んだのか、または対応したのかというところを一覧で部会ごとに載せてあります。これについても、一読か確認していただいているものとして、内容については説明いたしません、それぞれの施策の中で意見等があればいただきたいと思っております。

それでは、具体的な中身に入っていきたいと思えます。安心部会は、資料2の53ページからになります。53ページには、全体的な安心部会の体系図を示しております。左から部、章、節、細節としております。それから54ページ、55ページをお開きください。ここについては、今までよりもっと詳しく、部、章、節の他、もっと細かいもので細節、それからもっと細かい施策ということで細々節ということで体系づけております。これについては、今から説明いたします「施策の内容」を一覧表にした形でまたご確認いただければと思っています。

それから、参考資料1をお願いいたします。これは、今ほどご説明いたしました体系図について、新と旧、見直し前と見直し後でどうなったかについてまとめたもので、安心部会については中段になります。左側が見直し前の体系図、右側が見直し後の体系図ということで修正を加えております。基本的には、節の文説明についてはわかりやすく端的にしてあります。体系で組みかえたところについては、灰色に色塗りしてありますが、主なところについて説明させていただきます。まず旧体系の1の1の(1)子育て支援の推進ということでそこにあげておりますが、これについては、右側の矢印の方を見ていただきたいのですが、「豊かな心を育み誰もが輝くまち」の「元気な子どもを育むまちづくり」ということで、第1部に移行しました。第1部には何があるかといいますと、そこをずっと右側の一番上に上がっていただきたいのですが、「元気な子どもを育むまちづくり」ということで、要は学校教育とか子どもたちと一緒にくくりにしたということでありまして。それから、第1部の下のほうに、医療体制の整ったまちづくりということで、市民病院の関係の節があ

ります。その旧体系の3番と4番については、病院の経営的などところで1つにまとめて、「発展性のある市民病院の運営」というふうに体系を整えました。それから下の段ですが、「第4部 快適で安心して暮らせるまち」につきましては、「第4章 安心して暮らせるまちづくり」の「第1節 暮らし安全なまちづくりの推進」、これについては、そこに従来あった消費者対策については、新体系の一番下のほうを見てほしいのですが、「第5節 消費者対策の推進」ということで新たな節を設けたということでもあります。

それから、旧体系に戻りますが、「安心して暮らせるまちづくり」の「第3節 暮らしを守る体制の充実」、ここについては、従来、消防・救急体制の他、国民保護計画といったような施策が入っていましたが、変更後、見直し後については、「第3節 消防・救急体制の充実」ということで消防に限定いたしました。それで、国民保護計画等につきましては、命を守る、消防以外に関連している人を守るということで、「第2節 防災・減災対策の推進」につけ加えております。以上が主な変更内容についてであります。

それでは、体系図を今説明いたしました。各々の施策に入っていきたいと思っております。56ページをお開きください。まず説明に入ります前に、構成について若干説明をさせていただきます。まず56ページの一番上、節の名称が「子ども・子ども支援の推進」ということで、こちらにはまず節名を付記しております。その下の「将来の姿」については、10年後の市民生活の目指すべき姿を示したものとなっております。その次の下の「現況と課題」については、前回の部会でご議論いただいたもの等を記載しております。その次の下には「現況と課題」に関する色々なデータ等を載せております。それから、57ページの「目指す方向」については、「将来の姿」を達成するための取組の方向性を示しております。それから、議論の中心になるかと思いますが、その下には「施策の内容」ということで記載をしております。これについては、一番上から第1、数字の1、(1)(2)、アイウという形で、一番大きなくくりから下に行くほど具体的な事業について示しているということでもあります。それから、57ページが一番下、56ページもそうですが、わかりづらい文言については注釈をつけています。これが主な構成で、構成については見直し前と変わっておりません。

それでは、内容に入っていきたいと思っております。基本的には、見直し後の主な内容について説明をさせていただきます。では、1番目、「子ども・子育ての推進」です。まず現況におきましては、下から5行目になります。新たに、安心して子どもを生み育てることができるよう、「子育てと仕事の両立支援の強化」、「産後ケア体制の充実」、「ひとり親家庭への各種支援施策の充実」など、市民ニーズを踏まえた効果的な子育て支援施策をさらに強

化するとともに、社会全体で「子どもの最善の利益」が実現される仕組みを構築していく必要があるとしております。

また、57ページ、「目指す方向」においても、上から2行目、「子どもの保護者、子ども・子育て支援に携わる人の意見を反映した施策を実施」するとしておりまして、ニーズを十分に踏まえ施策を実施することに重点を置いております。このことを踏まえまして、「施策の内容」については、第1の総合的な少子化対策の推進において、新たに1の(2)の工、「男女の健全な出会いの場の創出支援」をつけ加えております。58ページをご覧ください。「第3 子供に関する専門的な支援の充実」ということで、ひとり親家庭等への総合的な自立支援の推進、児童虐待防止対策の実施に取り組むとしております。

それから、59ページですが、「第5 経済的支援の充実」ということで新たなくくりを設けまして、「1 医療費事業制度の充実等」、引き続き取り組むとしております。

続きまして、「健康づくりの推進」です。60ページをお願いいたします。まず「現況と課題」におきましては、上から2行目、「個人の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、食生活や身体活動などの生活習慣が大きく変化している」としてあり、また「目指す方向」におきましても、1行目、「ライフステージに応じた健康づくりを支援し、「健康寿命の延伸」を推進する」としてあり、個々の状況に応じた健康寿命の取組に重きを置いております。こうしたことを踏まえまして、「施策の内容」についてですが、61ページをお願いいたします。新たに第2の「5 禁煙の推進と受動喫煙のない環境づくり」ということで、受動喫煙の観点から防止について記載しております。それから新たに「6 飲酒に関する対策の推進」ということで追加しております。

続きまして63ページをお願いいたします。「高齢社会対策の推進」です。これについては、「将来の姿」ですが、「高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で人生の最期まで、自分らしい暮らしを続けることができる環境整備が整っております」としておりまして、また64ページをお開きください。「目指す方向」ですが、ここにおいても、「住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムを構築する」としておりまして、地域包括ケアシステムに重きを置いております。「施策の内容」においても、このことを踏まえまして、64ページ、第1の「1 元気な高齢者への活動支援」、65ページの「2 社会参加の促進と生きがいづくり」、「3 介護予防活動の推進」ということで、それぞれ推進を図るとしております。また、66ページですが、「第3 介護サービスの充実」においての1行目、「住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体に提供できる地域での体制」、い

わゆる地域包括ケアシステムづくりを推進するとしております。以上であります。

【部会長】

「第1部 豊かな心を育み誰もが輝くまち」の中の第1章、そして「第2部 健康でみんなが支え合うまち」の第1章、この3節についての説明が今ございました。それでは、委員の皆さんからご意見、ご質問をいただきたいと思います。

【委員】

61ページに射水市健康増進プランを平成22年4月に策定とありますが、この資料は本日は添付されていますでしょうか。つまり、そこに健康づくりの指標で何を支援していくのか、あるいは、体育館の整備や耐震化など、色々な補助制度が書いてあるのかと想像するのですが。

【部会長】

今おっしゃっているのは、「第1 健康づくり体制の充実」の3番目ですか。

【委員】

はい。

【市担当部局】

射水市健康増進プランでございますが、国の「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」と、県のほうの「富山県健康増進計画」というものをもとにして作成しております。市民一人ひとりが望ましい生活習慣を実践し、心身ともに健康な生活を送ることができるよう、健康寿命の延伸ということで作成しておりますが、本日その計画はお持ちしておりませんが、内容については、それぞれの健康に関する施策、目標等を記載してございます。

【委員】

ということは、射水市民に何らかの、広報とか市のホームページを見るとそこに告知されているということですね。

【市担当部局】

はい。

【委員】

私はたまたま今日初めて知りました。射水市民ではないものですから。どうもありがとうございました。

【部会長】

他にないでしょうか。

【委員】

今のご説明によりますと、国と県が決めた基本的なガイドラインというのがあって、それに基づいて具体的な施策を立てているということですが、ほとんど並行的に書いてあるだけ、翻訳しただけなのか、射水市独自に、地域の特徴とか高齢化とか少子化とか環境を考えて独自に策定された部分がどこかにあるならば、そういうところは強調してアピールしたほうがよいかと思いました。

【市担当部局】

計画を作成するに当たりまして、市民にアンケートをとりまして、それに基づきましてそれぞれ、例えば栄養と食生活ですとか身体活動と運動とか、ここに出ております休養とこころの健康づくりとか、それぞれの施策に対して市独自に事業計画を立ててその成果を達成するように計画を立てております。

【部会長】

大体あって、実際に動いているのですね。他の委員の方で何かありますか。

【委員】

この前、串田地区を回ったのですが、だんだんと65歳以上がたくさん増えるということのを改めてグラフで見た時に私自身びっくりしました。57ページですが、第1の「1 少子化対策の推進」ということで、「仕事と子育ての両立支援」と書いてあります。「(1)市民、事業者、行政等が……」と書いてありますが、この事業者の中で、射水市の中で、例えば育児休暇をとりたいとか時短をとりたいとか、何かそういうことを行政から働きかけて、何か協力している射水市の会社というか、そういうところはたくさんあるのですか。「子育てに協力しましょうよ」という会社が射水市の中にたくさんあるのでしょうか。

【市担当部局】

今ほどの委員のご質問につきましては、企業が策定すべきものとして、次世代育成支援対策推進法に基づきました、一般事業主行動計画というものがあります。その中で、子育てを行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援するということを計画で定めて実行されることとなっています。それで、今は手元に数字がないのですが、計画の届け出率が、もうほとんど対象となる企業ではなされています。それで、個別の企業がどれだけ努力されているとかという特徴については手元に持っておりません。とにかく射水市を含めて、この次世代育成支援対策推進法に基づいて企業では努力されていると認識をしております。

【部会長】

そういう事業者、要するに会社というのは相当数あるということなのですね。

【委員】

ありがとうございました。

【委員】

2、3日前ですか、先週でしたかね、NHKの「クローズアップ現代」で、富山県出身の人がしゃべっていましたが、日本の女性の社会進出が大変難しい、世界の中で最も低いのだと。大企業は法律等でしっかり求められていて、かなりされているのですが、やはり地方の中小企業というのは経営が成り立たなくなってしまうので、今のままやっていると難しいのだと。だから非常に低い。事業主の経営者などに色々お聞きしても、やはり税金が高いとか法人税が世界でも高いとか色々なことがあって、企業が存続するためには、従業員の、特に女性の子育て中の方々の要望を満たすということは経営上難しいのだというような話は全国的にそうなのですが、射水市でもやはり色々な事業主さんの実情を聞いてみますと大変厳しいということだと思います。

ですから今、市の方から、「ちゃんとやっております、多いです。」という話は、実態をちゃんとつかんで言っていたかないと、射水市はいいのだということであれば胸を張って言えるのですが、射水市だけが例外的にいいとはとても思えないので、これは全国的な共通の課題であるので、やっぱり国の施策、今度税金も上がりますし、そういうところで、ですから、簡単に行政のレポートの中にちゃんとやっていますということではなくて、現実を直視していかなくては、何のためにこういう総合計画、つまり、こういう計画を立てるのはどこが問題点で、自分達だけでできる、企業独自でできる、できないものがある。ですから、行政がどう支援していけばいいのか。射水市という人口9万超の小さな市だけではできないこともありますので、富山県とか北陸全体でどうやっていくのかというような、新幹線が来てまたさらに人口がどうなるか予測が難しい状況の中で、行政が経営者と従業員の両方を守っていくのか、伸ばしていくのかという問題点をクローズアップして処方箋を考えていくというのが我々の仕事ではないかと思うので、やはり現実はちゃんと見たほうがいいかと思います。以上でございます。

【市担当部局】

委員ご指摘のとおり、先ほどの一般事業主行動計画につきましては、法律で決められた一定規模以上の企業についてのものでありまして、委員がおっしゃるのは、いわゆるそう

いう大企業ではなくて、それこそ中小のところも基本的には同じ対応を求められている。そのことについて、現状の把握と改善ということについてご指摘だろうと思っております。それにつきましては、市といたしましても、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供であったりとか育児休業制度の普及促進について、国、県とともに情報提供、そしてまた促進という形で対応していきたいと思っておりますので、そのことについてもこの総合計画の中で考えていきたいと思っております。

【委員】

射水市が別に怠慢だとかそういうことではなく、全体の共通の問題であるので、行政も経営者も従業員も共通の共有意識を持っていかなければいけない。そういう観点から申し上げます。

【部会長】

ありがとうございました。

【委員】

63ページですが、「将来の姿」、10年後はこうだというので、「高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で人生の最期まで、自分らしい暮らしを続けることができる環境が整っています」と書いてありますね。これを見て、何かいまいち、文章は格好よく出ているのですが、そしてその次の地域包括ケアシステムですが、「目指す方向」としては「地域包括ケアシステムを構築し」とあります。やはり住み慣れた地域で安心して生活を送る、死ぬのもここだという感じで一番いい方向なのですが、私、この前の時にも言っておりましたが、介護保険制度も一緒ですよ。平成12年にできましたが、私、あの時にも言いました。地域みんなで見ましようって、格好いいですよ。「さあ皆さん、みんなで見ましようね」と言いながら、負担は増えてきている。そういう現状が、今度また、「将来の姿」が、皆さんで住み慣れた地域で人生の最期まで、そこに住んでいる人たちみんなで見ましようねというのは、「うまくいくのか」と私は心配なのですが、どうでしょうか。

【市担当部局】

前回の部会でも委員さんにお答えしたと思うのですが、理想とする形とすれば、地域全体で高齢者の方を支援していくことが重要であるという大理念がございまして、少しでもその理想の形に近づけるように、地域全体の連携体制を市として支援しながら整えていければというふうに考えておまして、今後につきましてもそういったような施策を進めていきたいと思っております。

【部会長】

委員は、ここに確かに「環境が整っています」と言い切っているものだから、これはどうなのかという疑問だと思います。「将来の姿」ということで、こうなりたいという、そのためにどうすればいいかということがこの後のところに書いてあるわけですが、これで本当に「環境が整っています」というふうになるのかどうかという、そこがやはり一番問題です。でもやはり、「将来の姿」としてはこういうことをうたわざるを得ないということなのでしょいかね。

【市担当部局】

今ほど課長が申しましたように、「将来の姿」としては、理想と言いましたが、理想ではなくて、こういうことを本当に目指すということです。

今回新たにというか、この1番目で「元気な高齢者への活動支援」という、言葉から言ったら、「元気な高齢者」というのはちょっと上から見たような言い方をしていますが、そういう意味ではなくて、昨日もあるところで話したのですが、今65歳以上の人口が射水市に2万5,000人ぐらいいらっしゃいます。そのうち介護認定を受けていらっしゃる方は今5,000人ぐらいです。ということは、あと2万人の方が非常に、そういう意味ではお元気に生活していらっしゃる。したがって、こういう理想の姿を言う時に、この2万人の方が、ずっと元気で社会活動に色々と参加したり、あるいはその人たちが生涯にわたって色々なところへ顔を出す、参加する、活動する。こういう一方で、そういうシステムも作る必要があるだろうと考えておりまして、「元気な高齢者への活動支援」という項目を新たに設けて、お互いが65歳以上、お年寄りの中でお互いが支え合うと。元気な人も少し介護が必要な人も、そういう皆さんで支え合う。むしろ、65歳以上の皆さん、65歳で引くのはどうかと思いますが、そういう意味では、そういう人が主人公の射水市を目指すということを考えていいということでもあります。

【部会長】

どうもありがとうございました。委員の皆さん、このところで他にありますか。

(質疑なし)

【部会長】

それでは先に進んでもいいでしょうか。

(異議なし)

【部会長】

どうもありがとうございました。それでは次のところ、「第2章 やさしさを支え合うまちづくり」について説明をお願いします。

【事務局】

それでは68ページをお開きください。「地域福祉の推進」です。まず「現況と課題」においては、主な変更点については上から3行目です。「住み慣れた地域で安心して生活し続けたいというニーズは高く、地区社会福祉協議会が組織化されるなど、地域の支え合いに向けた取組は始まっており、その活動の一層の促進が求められています」ということで、より地域で支え合う仕組みづくりの取組をキーワードとしています。こういったことを踏まえまして、69ページになりますが、「施策の内容」におきまして、第1の1の「(1)社会福祉協議会等との連携」において、それぞれ、ア、イになりますが、地区社会福祉協議会と連携した福祉活動の促進とか自立支援を新たに取り組むということでありまして。また、第2の1の「(1)安全で暮らしやすい環境づくり」におきまして、既に取り組まれておりますが、災害時要援護者登録やいのちのバトン事業の充実ということを新たに追加しました。それから、69ページの一番下、地域活動の促進ということで、ケアネット活動の充実ということを新たにあげております。

続きまして71ページ、「障がい者福祉の充実」です。主な見直し箇所につきましては、「現況と課題」の下から3行目、「また、平成28年度には「障害者差別解消法」の施行が予定されるなど、障がい者の希望を尊重して、可能な限り身近な場所で日常生活を送ることができる社会づくりを推進する必要がある」としてあります。こうしたことを踏まえまして、72ページをご覧ください。将来の「目指す方向」においても、「住み慣れた地域とか身近な場所で必要な支援」ということで、身近な地域における社会参加を促進するということがキーワードとなっております。また、今ほど言いましたように、障害者差別解消法の施行などによりまして、より人権尊重に重きを置いたものとなっております。こうしたことを踏まえまして、73ページの一番上になりますが、施策の第1の「3 障がい者に対する理解の促進」ということで、障がい者差別解消・啓発活動の推進を行うということにしております。

続きまして、74ページをご覧ください。「社会保障の充実」です。この節の内容につきましては、市の特別会計ですが、各種保険制度についての内容、取組について記載をしております。75ページの中ほどに「目指す方向」がありますが、この中に、介護保険制度、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、国民年金制度、こういったものについて、重要な

公助システムであるから周知・啓発に努めていく。それからまた、「保険制度の適正な運営と財政の健全化を図る」としています。これらを踏まえまして、「施策の内容」については、75ページの下の方から76ページにかけてそれぞれの保険事業ごとに記載しておりまして、中身については当然適正な運営ということの内容で記載をしています。それから新たに、77ページになりますが、「第5 生活援護の充実」ということで、特に生活保護の申請件数等も高どまりしておりまして、「3 生活困窮者に対する自立相談支援体制の構築」といったことについて力を入れていきたいとしています。以上です。

【部会長】

どうもありがとうございました。それでは、委員の皆さんから質問、ご意見をいただきたいと思います。68ページですが、第1節の「将来の姿」に「福祉コミュニティが形成されています」という言葉がありますが、これは福祉コミュニティという、そこに書いてある高齢者、障がい者、子ども等を地域ぐるみで支え合うという姿を言っているのだらうと思います。福祉コミュニティについて、そういう何かイメージされた概念みたいなことについてお話はありますか。大体おわかりだらうと思うのですが。

【市担当部局】

今、部会長さんから言われたとおり、福祉コミュニティ、基本的にはコミュニティづくりでありまして、お互いが支え合う地域づくりです。つまり、子どもからお年寄りまで、今言われたように、みんなが住み慣れた地域で生活する、障がいを持った方もお年寄りも子どもも、そういう地域、社会を目指そうということを言っています。行政が支援するだけではない、あるいは隣近所だけではない、地域全体でお互い支え合うと、そういうコミュニティづくり、これを一般的に「福祉コミュニティ」という言い方をしているわけでございます。

【部会長】

先だって、ある話の中に「福祉のまちづくり」という言葉で語られていたのですが、それとよく似たようなことだらうと思いますが、そういうことでいいですね。

【市担当部局】

はい。

【部会長】

他に皆さん何かないでしょうか。

【委員】

金沢駅へ行きますと、電車から降りて改札の方へ出ていく時にトイレがありまして、右にはトイレ、奥には男性トイレ、最初はうるさいなと思っていました。実際、非常に役立っているということがあります。今後、大門駅とか小杉駅とか、あれはJRがやる仕事になるのかもしれませんが、市民が通行する上でああいう便利なものは、自治体とJRなり色々ところが協力して、点字なども作るとか、そういうハード面での整備も、あったほうが、お金がかかる話ですが、考慮が必要だという感じがいたしました。

【部会長】

他に何かありますか。

(質疑なし)

【部会長】

もしないようでしたら、先に進んでもいいでしょうか。

(異議なし)

【部会長】

結構たくさんありますので、あまり1つのところに時間が取れないものですから、それでは次のところに移りたいと思います。「第2章 医療体制の整ったまちづくり」ということで、3節になっておりますので、そこをお願いいたします。

【事務局】

それでは、78ページをお開きください。「医療体制の充実」です。まず「現況と課題」において、新たな変更点としては、下から2行目になりますが、「災害医療の体制としては、市民病院・医師会及び災害拠点病院のネットワークを強化し、自然災害や事故災害に対応できる体制を構築する必要がある」としてありまして、こういったことを踏まえまして、「施策の内容」におきましては、79ページになりますが、「第3 災害医療体制の構築」というものを新たに追加しまして、関係機関との連携強化を図るとしてあります。

続きまして、80ページになります。「市民病院における質の高い医療の提供」です。主な見直し箇所としましては、「現況と課題」になりますが、上から5行目、「救急医療体制の強化と高度専門病院との医療連携、特色ある医療機能の提供、高齢者疾患にも対応できる慢性期医療体制の充実、予防医療の推進を、地域の医療機関や介護・福祉施設と連携し推進していかなければならない」というふうにしてあります。またあわせて、その下になりますが、「大規模災害に備えて、市民病院が市内の災害医療の中心的施設として機能できるように診療棟を耐震整備し、災害対応体制の充実に努める必要がある」というふうにし

ております。こうしたことを踏まえまして、「施策の内容」におきましては、81ページになりますが、一番上、第1です。今回新たに、「救急医療体制の充実と高度専門病院との医療連携の強化」ということをあげております。特にその2番目、「高度専門病院との医療連携の強化」ということで、大学病院との人的交流とか紹介、逆紹介の推進、それから共同研究及び教育の推進を考えております。その下の下、「第3 地域医療・高齢者医療の連携・推進」ということで、今ほど問題も提起しましたとおり、高齢社会に対応できる医療機能を行政及び地域の医療・介護・福祉機関と連携し推進していくとしておるところであります。また、82ページをご覧ください。新たにつけ加わったところではありますが、「第5 災害対応体制の充実」ということで、施設の耐震化整備、防災訓練による対応能力等の向上について取り組むとしています。

続きまして、83ページをご覧ください。「発展性のある市民病院の運営」です。これについては、先ほども全体図の中で説明しましたとおり、患者満足度の向上、病院の経営のことについての2つの節がありました。今回ここを1つにして、「発展性のある市民病院の運営」ということで、経営的な視点に立った節の構成、内容となっています。主な変更点としては、「現況と課題」の上から5行目です。「発展性のある病院運営に最も重要なことは、人の集まる病院組織を作ることです」としてありまして、それから2行下になりますが、「病院の理念と基本方針のもと、病院の機能・情報を総合的に分析して戦略をたてる総合企画室を設置し、ここから発信される方針を組織全体が共有し、協力して病院運営に参画する組織風土を醸成することが肝要です」としています。こうしたことを踏まえまして、施策内容ですが、84ページ「第1 経営健全化の推進」の1の「(1) 総合企画室の設置・運用」に取り組むとしています。また、「第2 魅力ある病院運営」において、その文章の1行目の中ほどですが、「人材育成のための施策を強化して有能な人材を確保し、個人の能力が発揮できる組織運営を推進します。また、市民に対してひらかれた病院として、診療だけでなく健康維持や疾病予防など多目的に病院を利用できる環境づくりを整えます」としてありまして、以下、各種施策についてあげております。以上です。

【部会長】

それでは、説明が終わりましたので、委員の皆さんからご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

【委員】

「大規模災害」と書いてありますが、82ページを読めば地震を想定されているのかと思

います。災害は色々なものがあるのですが、射水市として特に懸念される災害としてはどのようなものでしょうか。呉羽断層があり、地震の被害想定度ですが、どれほど注意すべきか。地震だけにとらわれていると、その他の想定外の災害もあり、こういった災害を大規模災害として想定されているのか、また、それに対する対策がどう施策の中で検討されているのか教えていただければと思います。

【部会長】

「地震等の大規模災害」と書いてありますから、地震の他にまだそういうものを考えているのだらうと思いますが、そこも含めて今の質問に対してお答えをお願いします。

【市担当部局】

主にこの災害というのは震災です。今年度から3か年の計画で病院を改築する予定ですが、その時は震度7に対応した病院ということで整備を考えております。地震以外でございまして、水害ということも考えられます。水害に対しては、設置、地面のG Lから60センチ程度高くしまして、今のところ水害とか津波とかそういったものに対応できる設計で考えております。

【部会長】

どうもありがとうございました。他に何かご意見ないでしょうか。

【委員】

82ページに「第5 災害対応体制の充実」と書いてあります。3番まではなるほどと思えます。ただ、例えば今、伊豆大島のニュースを見ていますと、災害に発する病気というのは失礼なのですが、伝染性のものが出た時に、どういうふうな組織でどう対応するかという部分もあったらいいと思うし、それは市民病院でしたらどういうふうな、例えば災害があった時に伝染性のものが蔓延したらどう対応していく予定か、聞かせていただければと思います。

【市担当部局】

確かにどういう感染が蔓延するかということはちょっと想定がつかないのですが、衛生状態が非常に悪くなりますので、そういう問題は当然起こってくると思いますが、高岡の厚生センター射水支所から常に感染情報が我々に入ってきてまいりますので、そこと連携して、例えば病院、前は鳥インフルエンザとか、新型インフルエンザとかの問題がありましたが、感染に対応できるようなところをすぐ設置して、病院の外に感染対策のものを設置して対応するとしておりますし、今回、病院の診療棟を改築するに当たりまして、その様な感

染に対して別のところで診察ができるような施設も一応持っておりますので、厚生センター、他の病院とも連携して対応していこうと考えております。

【部会長】

どうもありがとうございました。今の質問なのですが、事務局として、この災害対応体制の充実という中に今のような意見を入れる必要があるようにも思うのですが、どんなものでしょうか。伝染性のものが災害と一緒に起こった場合にどう対応するのかと。

【委員】

入れたほうがいいですね。それとちょっと関連して、射水市の場合は、幸い富山全体がそうですが、雨量が1時間に300ミリとかそういう大きな雨に現在のところ遭遇していないわけです。ですが、いつ何どきそういうことになるかということは考えられるわけですから、例えば1時間に300ミリぐらいの雨が降った場合にどこへ避難すればいいのか、そういったことは全部シミュレーションか何かを作って想定されているのでしょうか。教えてください。

【部会長】

今、医療体制の充実ということでもありますので、今言われた意見はまた他のところと関係あるのかもしれませんが、何かありますか。

【市担当部局】

今ほどの質問については後ほど防災のほうで出てまいります、とりあえず、今おっしゃった想定以上の雨の場合の体制ということですが、最近、伊豆大島の件で非常に言われておりますが、射水市としても市民に周知したり、そういう体制は職員行動マニュアルというものを定めまして取り決めしております。以上でございます。

【部会長】

これはまた、後のところにします。他にはどうでしょうか。

【委員】

私は、災害対応体制の充実の中の2番目の防災訓練による対応能力の向上、これを一番重要視していただきたいなと思います。私たち市民は医療的な専門のことは何もわかりません。それは専門の方にお任せするというので、起きた時に適切な対応をしていただける、そういう対応能力の向上に努めていただきたいと思います。治療を受けている方たちが安心した状態になるように対応していただきたいと、ただそれだけ願っております。

【部会長】

ありがとうございました。

【事務局】

先ほどございました感染症に対する対応ということで、素案の62ページの「健康づくりの推進」の中に、感染症の予防ということで1項目あげております。その(3)では、感染症危機管理体制の整備という形で、市としては災害本部と同じような形の組織立ても考えていますので、どのような感染症が出るかわかりませんが、その様な場合に当たっては、こういった組織立てでもって対応するというところでございますので、1つにはここで読み切れるのかと思います。ただし、病院の中でその感染症に対してどうするかということにつきましては、これはちょっとお時間をいただきまして、病院とも少し検討させていただくようにしてまいりたいと思います。

【部会長】

ありがとうございました。62ページの感染症の予防の最後、3番目にそのことについて触れていると。そこで対応できるだろうということだと思います。他にないでしょうか。

(質疑なし)

【部会長】

それでは、先に進んでもいいでしょうか。

【市担当部局】

先ほどの病院における災害時の救急対応に関しては、一応我々病院も、毎年災害を想定した時の救急搬送の訓練を行っておりまして、これは毎年、去年は2回、市全体のところにも参加しましたし、病院独自に丸一日かけて、講師を招いて、救急搬送に対して病院がどう対応するかということもトレーニングして、できるだけこういうものに我々が対応できるような能力をつけていくことを今後も続けていきたいと考えております。

【部会長】

どうもありがとうございました。それでは、先に移らせていただきます。「第4部 潤いのある安心して暮らせるまち」、「第1章 自然と共に生きるまちづくり」と「第2章 快適で利便性の高いまちづくり」、この3節について説明をしていただきます。

【事務局】

それでは、86ページをお開きください。「環境保全の推進」です。主な変更点等につきましては、「現況と課題」です。下から3行目になりますが、「環境基本計画に基づき環境

施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります」としております。また、「環境の保全及び創造に対する市民の理解や意識の高揚を図るため、環境教育を推進していく必要がある」としております。こうしたことを踏まえまして、「施策の内容」におきましては、特に新たなところは、87ページになりますが、上から2行目、「1 環境基本計画の推進」、それから「2 環境保全意識の高揚、啓発等」について取組をするとしております。それから、この施策については、86ページになりますが、「第1 環境保全及び創造に向けた取組の推進」、それから「第2 生活環境保全対策の推進」、それから「第3 自然保護対策」ということで、環境の3つの視点から成り立っており、これについては、見直し前の節の名称については「自然環境保全の推進」でしたが、こういった3つの視点で、広義な意味で、「自然」を削って「環境保全の推進」と節の名称を変えました。

続きまして89ページ、「循環型社会の構築」です。「現況と課題」について、主な変更点、新たに追加したところについては、上から4行目になりますが、「東日本大震災、福島原発事故を受け、環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりのため」としてありまして、段落の最後のほうですが、「再生可能エネルギーの導入促進が課題とされています」としてあります。それからその次の下ですが、「また、循環型社会の構築に向けては、更なるごみの減量化及びリサイクルを進めるため、使用済小型家電の分別、収集方法について検討する必要があります」としてあります。こうしたことを踏まえまして、施策においては90ページをお開きください。昨今の市民の環境負荷低減に対する高まりを踏まえまして、90ページの施策の第1の「2 再生エネルギーの導入・促進」ということで、「(1) 太陽光・風力発電等システムの普及促進」、「(2) 省エネルギー機器の導入・促進」、「(3) 新エネルギーに関する調査・研究の推進を図る」としてあります。それから新たに、「第2 再資源化の推進」というところの「2 家電リサイクルの推進」ということで、使用済小型家電リサイクル等の推進を図っていくこととしてあります。

続きまして、93ページをお開きください。「公共交通網の整備」です。ここについては、全体としては、「現況と課題」等も踏まえまして、北陸新幹線の開業、並行在来線、こういったもので公共交通を取り巻く環境が大きく変化することから、基本的には、市民の生活の足としての安定的な運営、体制の構築に重きを置いた形になっているところであります。こうしたことを踏まえまして、「施策の内容」については94ページをお開きください。「第1 誰でも利用しやすい持続可能な公共交通網の構築」としてあり、ここにおいては、コミバス、並行在来線のあいの風とやま鉄道、それから万葉線の維持というような形で、そ

それぞれの公共交通機関についての安定的な持続可能な施策について記載しているところがあります。それから、95ページの「第2 快適な公共環境の整備」ということで、新たに取り組んでいこうとするところとしましては、「1 公共交通の利用促進」というところで、交通ターミナルの整備の検討、パーク・アンド・ライド促進のための駐車場・駐輪場の整備、共通利用できるICカード導入の検討をあげているところでもあります。一方で、広域交流、観光を踏まえまして、「第3 広域交流を活発化する公共交通機関の充実」ということで、施策の「1 広域観光の推進及び観光スポットへのアクセス性向上」等についてあげているところでもあります。以上です。

【部会長】

それでは、今のところ、3節にわたってありましたが、質問、ご意見をいただきたいと思えます。

【委員】

公共交通網の整備というところについては、今日配られている資料の未来部会とか元気部会の方でも、これは非常に大事だという、共通のテーマで色々な提案がなされております。ですので、まとめ方として、安心部会の中だけで閉じるのではなく、全体のところでちょっと別物にしてはどうかと思います。全体に関わることです。まちなかの活性化とか。そんな感じがしましたので、最終的には部会ごとにみたいな答案が出てくるのでしょうか。

【部会長】

今のご意見、事務局側はどのようにお考えでしょうか。

【委員】

大体ページで行きますと93、94、95ページ辺りです。

【部会長】

「快適で利便性の高いまちづくり」のところでしょうか。

【事務局】

118ページをお開きください。第2の観光振興体制の充実の中の2 観光インフラの整備というところでもあがっております。ここは観光の視点から捉えたもので、ここにも一部ダブっておりますが、基本的にこの2つであげておきまして、あと、事務局としては、重点事業というもののプロジェクト的なもので、施策を横断するような形で全体として設定していきたいと考えております。また全体会の中で検討をお願いしたいと思っております。

【委員】

この10年間を見た時に、恐らくこのテーマが一番重要なテーマの一つかと思います。

【市担当部局】

委員がおっしゃったことについては、実は内部で話をしていた時も、我々のところと元気部会と当然2か所出てきます。それで、こちら側で見るとというのは、安全というか、つまり、どっちを見るかということ、市民の生活サポートを中心にしています。元気部会はダイナミックな入れ込みみたいな話で、視点は違います。実際には私どもの庁内の中に公共交通の関連の幹事会がございまして、その中で公共交通プランを作ったりですとか、今後こういうものを整合させたりということをやっていくわけですが、おっしゃったとおり、色々考えも視点もありますし、それともう1点、我々からすると、なかなか射水市だけで成就し得ない、関係事業者ですとか諸々のところと整合させていかなければいけないようなところがありますので、先ほど事務局が申しましたとおり、整合するように全体的なところは当然やっていきますが、今、委員がおっしゃったような視点も、再度持ち帰らせていただいて、我々の方と、もう少し、より整合したような整理を一遍考えさせてください。

【事務局】

委員が言われた件ですが、たまたま交通の件で幾つかにまたがっているものがあるのですが、他にもそういったものが幾つかあります。そういったものは、例えば新幹線とか大橋とかそういった交通も絡んできますので、そういったものは重点プロジェクトということで、別書きでそういったものをまた作ることにいたしますので、また検討させていただきます。

【部会長】

はい、わかりました。

【委員】

そういうものができると、JRとか地鉄とか企業とか工場とか、色々なところも当然関心を持ってきて一緒に考えましょうということ、もうされているとは思いますが、1つの市の重要施策というのは何だと、別立てでもいいですが、ぜひお願いしたいと思います。

【部会長】

ありがとうございました。他にいいでしょうか。

(質疑なし)

【部会長】

それでは、相当時間も進んできたのですが、最後になりますかね。「安心して暮らせるまちづくり」、これは5節にわたってありますが、一遍にお願いしたいと思います。

【事務局】

96ページをお開きください。「交通安全・防犯対策の推進」です。主な変更点、見直しとしては、「現況と課題」において、上から5行目、新たに加えたのは、「子どもや女性が被害となる不審な声かけやインターネットの普及に伴うパソコン・携帯電話等に関する事件も発生しています」、「北陸新幹線開業に伴い広域的な人の移動が容易になることから、新たな犯罪への防犯対策が求められています」としております。こうしたことを踏まえまして、「施策の内容」においては、97ページになりますが、一番下です。「第2 地域防犯活動の推進」の「6 パソコン・携帯電話等の利用によるインターネットに関連した犯罪被害防止対策の推進」に新たに取り組むことにしております。98ページをお願いします。「第3 安全環境の整備」ということで、ここに各種施策があがっておりますが、特に今回新たにあるのは、「5 犯罪の防止に配慮した環境整備の推進」というところの「(2) 防犯カメラの普及推進」について、取り組んでいくことにしています。

続きまして、99ページになります。「防災・減災対策の推進」です。ここについては、「現況と課題」の上から5行目にありますが、「災害時の被害をできる限り小さくする「減災」の考え方を防災の基本とした取組が重要となっております」ということで、これまでの取組に加えまして、減災の考え方を重点的に取り組んでいきたいということです。「施策の内容」におきましては、これを踏まえまして、100ページをご覧ください。まず、「第1 災害等の発生時における組織体制の強化」ということで、「1 活動体制の整備の推進」、「2 市民意識の高揚」というところに取り組んでいきます。それから、「第2 災害等の発生時における迅速な対応の確保」というところで、災害等の発生を想定した訓練等についての施策、自主防災組織の強化、災害時要援護者対策の推進というところをあげております。また、101ページ、「第3 防災基盤の整備」の中の「1 防災都市づくりの推進」ということで、防災行政無線の整備、公共施設の耐震化、災害に強い生活環境の整備、住環境の改善や良質な住宅の供給、海岸・河川整備と浸水対策の推進に取り組んでいくとしています。

続きまして、102ページをご覧ください。「消防・救急体制の充実」です。消防関係の施策があります。まず「施策の内容」についてであります。103ページ、今回、「第1 救急・救助体制の充実」の1の「(2) 救急車の適正利用」の「ア 「救えるはずの命」を救うための啓発」、「イ 電話による救急相談事業の推進」、「ウ 119番受信時における選別規

定の検討」というところが新たに取り組むところとしてあげています。それから、104ページをお開きください。施策の「第2 消防力の維持・強化」の中の「3 消防団の維持活性化」のところにおきましては、「(5) 分団屯所の維持及び計画的整備」について引き続き取り組んでいきます。それから新たな施策として「(7) OB消防団員等の活用」についてあげています。

続きまして、106ページになります。「雪対策の推進」です。ここについては、「現況と課題」におきましては、上から2行目、「廃業や事業縮小に伴い業者の機械台数が減っており、将来的には、協力業者の減少も想定されます」としています。それから、「消雪施設についても、また老朽化が進み、維持管理費が増加している上、消雪施設の新設の要望も多くあります。また、高齢化、核家族化などによって雪対策の対応の低下が生じている」というところが課題としてあがっております。107ページをご覧ください。「第2 道路消雪施設の充実」というところにあります。既設消雪施設について、整備点検を一層推進し、老朽化施設の修繕を計画的に行うとともに、また、消雪施設の新設についても、表流水等の水源を利用して、必要性、有効性が高い箇所から重点的に整備を進めます」としています。また、雪対策の対応の低下というところに対応しましては、「第3 地域ぐるみ除排雪活動及び」特に今回新たにあげている施策としては「地域受託型除排雪の強化」というところを新たに取り組む、実際は、既に行っていますが、新たに文章の中に取り入れしました。

続きまして、最後になります。108ページをご覧ください。「消費者対策の推進」です。これは先ほど全体の体系図の中でもご説明しましたが、新たな節を設けたところです。これについては、近年、高齢者を狙った悪質商法とかインターネット被害が増加していることから、新たな節を設けました。施策の中身としましては、109ページです。「第1 安全で安心な消費生活の実現」の中で、消費生活の基盤整備の確保、情報提供の充実、消費者教育の充実ということで、消費者力の向上支援について重点的に取り組みます。さらに、第2としましては、今後より一層消費者相談体制の充実を図っていくということで「施策の内容」を組み立てています。以上であります。

【部会長】

相当範囲が広いのですが、今のところで委員の皆さんからご意見、ご質問をいただきたいと思います。

【委員】

第1節の交通安全・防犯対策について、新たな「現況と課題」について、5行目に「犯罪が後を絶たない状況にあり」という表現がございますが、実は全国的な話として、10年連続で刑法犯の発生というのは認知件数では減っております。交通事故についても13年連続で全国的に減っておりますし、県内でも犯罪の発生あるいは交通事故というのは減っている状況です。ただ、射水はどうかといった時に、資料の棒グラフがあるわけですが、確かに街頭犯罪というのは増えつつありますが、今年になりまして、対前年比でいきますと100件ぐらい今日現在で減っています。ですから、これは平成25年の部分も棒グラフで出てくるとすれば、「犯罪が後を絶たない状況にある」というのは、私も射水市民でありますので、そんな治安が悪いのかという状況もありますので、そこら辺りの書きぶりだと思います。ですから、後を絶たない状況ということをあえてここに書かなくても、「犯罪」で切っただけで、その後続けていただければどうかと思います。どういう表現にしようか、増加傾向であるのはちょっと違いますので、「犯罪が」の後「子どもや」というふうに続けていただければどうかと思っています。

あと、「子どもや女性」と書いてありますが、いわゆる社会的反響が大きい、被害者になって一番大変なのはというか、被害者に絶対させてはならないのが子ども、女性と高齢者でありまして、「女性」の後に「高齢者」と入れた方がいいのではと思います。

これは検討いただければいいのですが、後で商法の中で、先ほどご説明がありましたが、消費者トラブルの中で高齢者と出てくるわけですから、いいかと思ったりしますが、あと、「不審な声かけや」の後ですが、「高齢者」と出た以上は、一番問題になるのが特殊詐欺と言われているものでありまして、新たな手口の詐欺事案というか、このようなものが射水市内で現実に発生しております。私が今ほど申しましたように、そういった表現が適切かどうか分かりませんが、ご検討いただければと思います。

それで、この際ちょっとだけ私の意見というかお話ししておきたいのですが、ここの最初の「将来の姿」の中にも、「安全で安心して暮らせるまち」という書きぶりになっております。結構「安全」とか「安心」という言葉が一對となって使われる場合が多いわけですが、実は安全というのは、今ほど申しましたように10年連続で減っているという事実、射水管内でも昨年と比べて100件余りの刑法犯の発生が減少しているという事実、この事実がいわゆる安全、客観的な事実、この安全を提供するのが我々の仕事だと思っております。安心というのは、それを受けて皆さん方がどう感じるかということで、いわゆるこれは逆の主観的な感情といえますか、ですから、一人ひとりが安心を持つかどうかについては、

それは一人ひとり違うと思うのですね。ですから、安全・安心とすれば全く別物の考え方だと思いますし、今は、ですから、刑法犯も減っている、交通事故も減っているとすれば、安全なのですが、安全でありながら安心できない時代というのが今の現状なのだろうというふうに思っております。これは私の持論であります。

あと、このグラフですが、交通安全が先に、防犯対策も先に来ておりますので、この2つ下の交通安全を上へ持って行っていただいて、ちょっと並べ方を変えていただければいいと思います。よろしく願いいたします。

【部会長】

専門的なご意見をありがとうございました。

【委員】

もう1つだけ、先ほど防犯カメラを新しく入れられるということでありまして、非常にありがたい話だと思っております。色々な今後の予算的なこともあったり、議会对策ももちろんあると思うのですが、もしよければ差し支えない程度で、この件について何か教えてください。

【市担当部局】

防犯カメラの話は県の予算措置の話から色々始まって、我々6月、9月と市議会で答弁させていただいている方向で今進んでおります。新年度から形にしたいというふうに考えております。抑止力になるものというような期待を持っております。

今ご指摘いただいたことについて、もともとの犯罪については、客観的な状況を踏まえた表現に変えるということについては十分理解します。「女性」の後に「高齢者」を入れる、これは入れます。あと、特殊詐欺については、基本的に我々の切り分けからしますと、今のところ、108ページの消費者のところの「現況と課題」の下から2行の「子どもや高齢者等を消費者被害から守る環境づくり」というところでそれを包含したつもりでいますが、またご意見があれば頂戴して適切な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

【部会長】

どうもありがとうございました。他のところでご意見ないでしょうか。

【委員】

実践型交通安全指導というのはどういうふうにするのか教えていただきたいのですが。

【委員】

実践型交通安全教室というのは、色々な交通事故の体験というか、例えばマネキンを使

ったり、色々とそういったことをやっております。それと、事故が一番多いのは安全運転義務違反です。交差点が一番多いわけですね。脇見をしていたとか考え事をしていたとか、そういった認知ミスなり判断ミスです。今、市内全域はほとんどが40キロなのですが、交通ルールというのは幼稚園の子どもさえ知っています。なぜ交通事故が起きるかということ、ちょっとした過失、いわゆる今ほど話しました判断ミス、行けるだろうと思ったとか、まさかそこから人が来るとは思わなかったというような認知ミスとか、そういったもので発生しています。

【部会長】

他にありませんでしょうか。

【委員】

私自身、今、一番上が中学生の子どもを持っているのですが、97ページに「民間パトロール隊」とか「学校安全パトロール隊」と書いてありますが、小学生のほうにはよくしてもらっているところがあって、中学校もあると思うのですが、よく部活動で、特に冬場になると夜遅くなって、帰ってくる子は真っ暗な状態でよく帰ってくるのです。そしたら、回っておられると思うのですが、町から外れると回っている雰囲気がないというので親としては不安な部分があるもので、大体部活だと5時半から6時、下手すれば6時半までかかっているところもありますので、そこまで回ってほしいと言ってもいいのかよくわからないのですが、子どもの安全ということでまた回ってもらえばどうかと思いました。

【市担当部局】

今現在では、小学生の子どもたちの帰る時間に合わせて、民間のパトロール隊の方たちが交差点に立って見ておられますが、それについては時間的なものがあると思います。ただ中学校は、今言われますように、部活後、今の時間ですともう暗くなったりしています。実際にはそこら辺りまでされているかというのは把握できていないのですが、少しこういうところにもお話しして検討していただくということを考えたいと思います。

【部会長】

ありがとうございました。あとはいいでしょうか。これで一応全部のところについて皆さんからご意見をいただいたのですが、一応この素案についての検討はこれで終わりたいと思いますが、いいでしょうか。

(異議なし)

【部会長】

それでは、これで終わりたいと思います。

5 その他

- ・次回部会の日程について

【部会長】

「その他」というところですが、事務局からお願いします。

【事務局】

委員の皆様には本当に多くのご意見をいただきまして、ありがとうございました。

今日いただいたご意見を踏まえまして素案のほうを修正して、次回第3回目の部会のほうに提出してまいりたいと思っております。そこで、第3回目の部会でございますが、12月の上旬に開催をさせていただきたいと思っております。できましたら、安心部会の開催を12月5日の木曜日、午後1時30分から開催させていただければ大変ありがたいと思っております。また改めて部会長と調整させていただいてご案内させていただきたいと思っております。以上であります。

【部会長】

それでは、今事務局から話がありましたが、第3回の部会を一応12月5日1時30分からということで話を進めていきたいと思っておりますので、委員の皆さんにはその時間帯を空けておいていただければと思います。その後、正式に案内が来ると思います。

6 閉 会

【部会長】

それでは、大変貴重なご意見をたくさんいただきました。この意見をもとにしながら、事務局から提案いただきました基本計画の素案について、今度の第3回目の部会においてしっかりとしたもの決めていきたいと思っております。本当に貴重な意見、色々ありがとうございました。

これで終わりたいと思います。どうもご苦労様でございました。